

令和3年12月14日  
福祉労働部障がい福祉課  
障がい福祉サービス指導室

## 令和2年度の障がい者虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第20条及び同法施行規則第3条の規定に基づき、福岡県内における令和2年度の障がい者虐待の状況について公表します。

### 1 障がい者虐待の状況

#### (1) 障がい者福祉施設従事者等による虐待

年度	相談・通報 ・届出件数	事実確認 調査を行 ったもの	虐待の判断に至 らなかったもの		
			虐待と判断 したもの	虐待ではないと 判断したもの	虐待の判断に至 らなかったもの
令和2年度	105件	81件	15件	33件	33件
令和元年度	98件	62件	14件	31件	17件
平成30年度	79件	72件	17件	36件	19件

#### 【令和2年度の状況】

- 虐待と判断した15件の施設の種別は、通所系事業所9件、入所系事業所6件。
- 虐待の種別は、身体的虐待8件、心理的虐待4件、心理的虐待及び放棄・放置（ネグレクト）2件、身体・心理・性的虐待1件。
- 虐待を受けた人の性別は、男性7名、女性10名。
- 虐待を受けた人の障がい種別は、知的障がい8名、身体・知的障がい2名、知的・精神障がい2名、精神障がい3名、発達障がい2名。
- 虐待を行った従業者の職種は、生活支援員など直接処遇にあたる職員12名、管理職等3名。
- 県及び市町村では、虐待と判断した事案について当該施設に対し指導を行うとともに、改善計画の提出を求め、改善状況の確認を実施。

## (2) 養護者による虐待

年度	相談・通報 ・届出件数	事実確認 調査を行 ったもの	虐待と判断 したもの	虐待ではないと 判断したもの	虐待の判断に 至らなかった もの
令和2年度	153件	122件	31件	42件	49件
令和元年度	169件	151件	42件	41件	68件
平成30年度	156件	144件	42件	66件	36件

(注) 養護者（親、兄弟等）による虐待の対応は市町村で実施。

### 【令和2年度の状況】

- 虐待の種別（複数回答有）は、身体的虐待15件、心理的虐待14件、放棄・放置（ネグレクト）10件、経済的虐待10件、性的虐待2件。
- 虐待を受けた人の性別は、男性14名、女性17名、。
- 虐待を受けた人の障がい種別は、知的障がい17名、精神障がい15名、身体障がい10名、難病等1名。
- 虐待を行った人（複数回答有）は、親51%、兄弟姉妹24%、配偶者10%など。
- 虐待と判断した31件の事案のうち20件（64.5%）について、虐待者からの分離を行っている。

## 2 障がい者虐待防止のための県の取組（令和2年度）

- 障がい者福祉施設管理者に対する集団指導において、障害者虐待防止法の説明や虐待防止の取組の周知を行う（1,714事業所）とともに、実地指導において、状況に即した虐待防止の取組を指導（380事業所）
- 新たに障がい者福祉施設の指定を行う際は、施設の現地確認において、虐待防止のための取組の指導をあわせて実施（273事業）
- 障がい者福祉施設従事者、市町村職員等を対象に「障がい者虐待防止・権利擁護研修」を開催し、虐待事案対応に関する研修を実施（203名受講）
- 障がい者福祉施設で利用者に対し直接支援を行う職員を対象にした「障がい福祉サービス事業所等支援員研修」において、障がい者虐待防止を研修カリキュラムに組み込んで実施（363名受講）
- 障がい者福祉施設で強度行動障がい者に対し直接支援を行う職員を対象にした「強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）」を開催し、障がい特性の理解に基づく適切な支援を行うことができる人材を育成（77名受講）

## 令和2年度の障がい者虐待の状況について

## 1 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

## (1) 相談・通報・届出件数

相談・通報・届出件数	事実確認調査を 行ったもの	虐待と判断した もの	虐待ではないと 判断したもの	虐待の判断に至 らなかったもの
	105件	81件	15件	33件

## (2) 虐待と判断した事案の概要

項目 \ 事案	1	2	3
施設の種別	障がい者支援施設	障がい者支援施設	障がい者支援施設
被虐待者の状況	男性 30代 1名 (知的障がい)	女性 40代 1名 (身体・知的障がい)	女性 60代 1名 (知的障がい)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	心理的虐待
虐待を行った 従事者の職種	生活支援員	生活支援員	生活支援員
県・市町村が 行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・他害行為を制止した際、 複数回顔を殴った。	・他害行為を制止した際、 足で抑えつけた。 ・日常的に大きな声で怒 っていた	・日常的な暴言。

項目 \ 事案	4	5	6
施設の種別	障がい者支援施設	共同生活援助	共同生活援助
被虐待者の状況	女性 60代 1名 (知的障がい)	男性 40代 1名 (知的・精神障がい)	男性 40代 1名 (知的・精神障がい)
虐待の種別	心理的虐待、放棄・放置	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った 従事者の職種	生活支援員	生活支援員	世話人
県・市町村が 行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・頻回なナースコールに 対し厳しい口調で注 意、その後コールが鳴 らないようにした。	・頻繁に問題行動を繰り返 す利用者に対し、一時的 に腹を立て臀部を蹴っ た。	・移動を嫌がった利用者が 叩いたりしたため、職員 が軽く蹴った。

項目 \ 事案	7	8	9
施設の種別	療養介護、生活介護、短期入所	療養介護、生活介護、短期入所	就労移行支援、就労継続支援B型
被虐待者の状況	女性 60代 1名 (身体・知的障がい)	男性 40代 1名 (知的障がい)	女性 20代 1名 (知的障がい)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	心理的虐待、放棄・放置
虐待を行った従事者の職種	生活支援員	生活支援員	生活支援員
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者から手を叩かれたことに対し一時的に腹を立て、頭を叩いた。	・ベッドに寝ている利用者の頭に水をかけた。 ・ベッドを揺らして怖がらせた。	・商業施設に置き去りにした。 ・日常的に怒鳴ったり高圧的な態度。

項目 \ 事案	10	11	12
施設の種別	就労継続支援B型	就労継続支援A型	居宅介護
被虐待者の状況	女性 60代 1名 (精神障がい)	女性 3名 40代2名 50代1名 (精神障がい2名、 知的障がい1名)	男性 20代 1名 (知的障がい)
虐待の種別	心理的虐待	心理的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	代表取締役、サービス管理責任者	職業指導員	ホームヘルパー
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・虐待の通報をしたことをひどく責め、通報を取り下げるよう要求した。	・手に持った包丁を利用者に見せ、言うことを聞かないと刺すと冗談で脅した。	・足を複数回蹴った。

項目 \ 事案	13	14	15
施設の種別	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス
被虐待者の状況	男児 1名 (知的障がい)	女児 1名 (発達障がい)	男児 1名 (発達障がい)
虐待の種別	心理的虐待	身体・心理・性的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	保育士	管理者	児童発達支援管理責任者
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・ルールを守らない児童を、電気を消したトイレに閉じ込めた。	・利用児に好意を持たれていることを知ったうえで、休業日に二人きりで遠方へ外出等した	・他害行為の激しい利用児が暴れているのを止めに入った際に蹴られ、反射的に突き飛ばした。

## 2 養護者による障がい者虐待の状況

### (1) 相談・通報・届出件数

県内全市町村で 153 件

### (2) 相談・通報・届出者（重複あり）

区 分	人 数	割合 (%)
相談支援専門員・障がい者福祉施設従事者等	59	34.7
本人による届出	59	34.7
当該市町村行政職員	18	10.6
家族・親族	8	4.7
警察	7	4.1
近隣住民・知人	3	1.8
医療機関関係者	3	1.8
その他（民生委員、教職員等）	13	7.6
合計	170	100.0

### (3) 事実確認の状況

区 分	件 数	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	122	79.7
立入調査以外の方法により調査を行った事例	120	78.4
訪問調査を行った事例	66	43.1
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	54	35.3
立入調査により調査を行った事例（障害者虐待防止法第 11 条適用）	2	1.3
警察が同行した事例	2	1.3
市町村単独による事例	0	0
事実確認調査を行っていない事例	31	20.3
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	25	16.3
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	3	2.0
他部署等への引き継ぎ	3	2.0
合 計	153	100.0

### (4) 事実確認調査の結果

区 分	件 数	割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	31	25.4
虐待ではないと判断した事例	42	34.4
虐待の判断に至らなかった事例	49	40.2
合 計	122	100.0

## (5) 虐待の種別

区 分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待
件 数	15	2	14	10	6

(注) 虐待の種別には重複があるため、合計は虐待判断事例の件数 31 件と一致しない。

## (6) 被虐待障がい者の状況について

### ア 障がい種別

区 分	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病等
人 数	10	17	15	0	1

(注) 障がいの種別に重複があるため、合計は虐待判断事例の件数 31 件と一致しない。

### イ 性別及び年齢

#### ○被虐待障がい者の性別

区 分	男 性	女 性	合 計
人 数	14	17	31
割合(%)	45.2	54.8	100.0

#### ○被虐待障がい者の年齢別

区 分	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上, 不明	合 計
人 数	3	5	5	5	7	6	31
割合(%)	9.7	16.1	16.1	16.1	22.6	19.4	100.0

### ウ 虐待者との同居・別居の状況

区 分	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	合 計
件 数	24	7	0	31
割合(%)	77.4	22.6	0	100.0

### エ 世帯構成

区分	件数	割合(%)
単身	3	9.6
配偶者と同居	2	6.5
配偶者及び子と同居	1	3.2
両親と同居	6	19.4
両親及び兄弟姉妹と同居	2	6.5
父親と同居	0	0
父親と兄弟姉妹と同居	0	0
母親と同居	3	9.6
母親と兄弟姉妹と同居	2	6.5
兄弟姉妹と同居	5	16.1
子と同居	1	3.2
その他	6	19.4
合計	31	100

オ 被虐待者から見た虐待者との関係（複数回答）

区 分	父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟 姉妹	その 他	合計
人 数	7	12	4	0	0	0	9	5	37
割合 (%)	18.9	32.5	10.8	0	0	0	24.3	13.5	100

(7) 虐待への対応策について

ア 分離の有無

区 分	件 数
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	20
被虐待者と虐待者を分離していない事例	6
もともと虐待者とは別居の事例	1
現在対応について検討・調整中の事例	1
その他	3
合 計	31

イ 分離を行った事例の対応（複数回答）

区 分	件 数
① 契約による障がい福祉サービスの利用	9
うち、面会の制限を行った事例	4
② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	3
うち、面会の制限を行った事例	2
③ ①、②以外の方法による一時保護	1
うち、面会の制限を行った事例	1
④ 医療機関への一時入院	4
うち、面会の制限を行った事例	3
⑤ その他	3
合 計	20

ウ 分離を行っていない事例の対応の内訳（複数回答）

区 分	件 数
① 養護者に対する助言・指導	10
② 被虐待者が新たに障がい福祉サービスを利用	11
③ 既に障がい福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	11
④ 再発防止のための定期的な見守りの実施	5
合 計	37

エ 権利擁護に関する対応

- ・成年後見制度は、「利用開始済み」 1 件、「利用手続中」 2 件。

(8) 市町村における体制整備（令和 2 年度実績）

区 分	市町村数	60 市町村に 占める割合 (%)
住民への障がい者虐待の相談窓口の周知	46	76.7
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	44	73.3
成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	38	63.3
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	36	60.0
障がい者福祉施設及び障がい福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	23	38.3
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	23	38.3
障がい者虐待防止について、講演会や市町村広報紙等による住民への啓発活動	21	35.0
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障がいのある人に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	21	35.0
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	16	26.7
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	10	16.6